

次世代育成支援行動計画

<計画期間>

2023年4月1日～2029年3月31日

<目標>

1. 計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。
男性社員…1人以上取得する。
女性社員…取得率を90%以上を維持する。
2. 小学校未満の子を持つ社員が希望する場合に利用出来る
「短時間勤務制度」以外の新制度を策定する。
3. 障がい者法定雇用率の維持及び若年層の採用をおこなう。